

# 三芳町若年がん患者

## ターミナルケア在宅療養生活支援事業のご案内

三芳町では、若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく最期まで安心して日常生活が送れるように、在宅サービス等利用料の一部を助成します。

### ○対象者 次のすべてに該当する方

- ①三芳町に住民登録のある **15 歳以上 40 歳未満**の方
- ②**がん患者**(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方に限る)で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- ③他の制度において同等の補助または給付を受けることができない方

### ○対象サービス

#### ■訪問介護

身体介護・生活援助・通院等乗降介助

#### ■訪問入浴介護

訪問入浴介護

#### ■福祉用具貸与

車いす(付属品含む)・特殊寝台(付属品含む)・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり(工事を伴わないもの)・スロープ(工事を伴わないもの)・歩行補助杖・歩行器・移動用リフト(つり具部分を除く)・自動排泄処理装置

#### ■福祉用具の購入

腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分

### ○補助金額

訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具貸与を合わせて

月額 **72,000 円**(上限)

または、対象サービス利用料の 9 割のいずれか少ない額  
(本人負担 1 割)

福祉用具の購入

1 人 **90,000 円**(上限)

または、購入額の 9 割のいずれか少ない額  
(本人負担 1 割)

※上記のほか、申請に必要な意見書作成料を補助します。(上限 5,000 円)

※小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付を受けている場合は、福祉用具の貸与及び購入の費用は助成対象外

※償還払い(利用者がサービス利用料等の全額を事業者に支払い後、町が利用者へ補助金を支払います。)

申請方法は裏面⇒

#### 【問い合わせ】

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

三芳町健康増進課健康推進担当 TEL:049-258-0019(内線 188~191)

がん総合サイト



## ○申請の流れ

※記入する書類は、三芳町健康増進課で配布しています。三芳町ホームページからダウンロードも可能です。

### 利用申請

下記の書類を健康増進課へ提出(郵送可)

- 1.三芳町若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書
- 2.三芳町若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書

※意見書作成料を請求する場合は、三芳町若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書に領収書の写しを添付し、ご提出ください。

※このほかに、申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。

### 利用決定

申請内容を審査し、利用を決定すると、町から決定通知書を郵送でお送りします。

### サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者と契約を行い、利用を開始してください。

※サービス提供事業者の指定はありません。

### サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書(サービス内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を必ず発行してもらってください。

### サービス利用料の請求

下記の書類を健康増進課へ提出(郵送可)

- 1.三芳町若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業交付申請兼請求書
- 2.サービス提供事業者等が発行する領収書(写し)
- 3.サービス内容、利用回数、金額等が記載された明細書(写し)
- 4.振込先口座の分かる書類(通帳またはキャッシュカードの写し)

※サービス等利用月の翌月 20 日までに請求してください。

※請求が遅れる場合は、健康増進課まで事前にご連絡ください。

### 請求者への支払い

請求内容を審査し、適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

例

